

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

経済的に困りの方に、学用品費などの援助を行っています。
認定にあたっては、毎年度申請手続きが必要です。

1 就学援助を受けることができる方

令和8年度に北栄町立小・中学校に在学するまたは町内在住で町外の公立小・中学校に在学する
かつ 次の①～②のどちらかに当てはまる方

①世帯又は世帯員全員が、 次のいずれかの措置を受けている

- ・ 児童扶養手当の受給(児童手当ではありません)
- ・ 町民税の非課税、又は減免
- ・ 固定資産税の減免
- ・ 国民年金、国民健康保険料の減免・徴収猶予
- ・ 生活福祉基金の貸付

② ①には該当しないが、 下記の理由で生活が困窮している

- ・ 生活保護の停止廃止後、なお経済的に困っている。
- ・ 保護者の職業が不安定。
- ・ 保護者が日雇労働者で職業安定所に登録している。
- ・ 学校納付金の納付が困難、又は学用品等に不自由している。
- ・ 児童生徒が経済的な理由で欠席日数が多い。
- ・ やむを得ない理由で、所得が著しく減少又は支出が著しく増大した。

※世帯員とは…住民票上の世帯員と、お子さんの同一生計者(世帯分離、別居含む)を指します。

※②に該当する場合は、世帯員の所得状況により認定の可否を審査します。

2 申請の手続き

◆受付期間:

年度当初 **令和8年1月9日(金)** ※受付終了

年度中途 **随時** ※申請日の翌月分から支給対象となります



北栄町 HP



電子申請

◆申請方法: 電子申請 もしくは 北栄町立小・中学校または教育総務課へ下記書類を提出

必要書類 (様式は北栄町立小・中学校、教育総務課、町 HP で配布します)

(1) 就学援助費交付申請書

(2) 債権者登録届書 ※すでに認定を受けている方等で、振込口座に変更がない方は不要

(3) (添付書類) 就学援助の要件を証する各種書類 ※必要な方のみ

(裏面へ続く)

3 支給金額(年額)・支給時期

毎年度、費目ごとに予算の範囲内において教育長が定める額を支給します。

【確定】令和8年度の年間支給金額(児童・生徒1名当たり)と支給時期

学年	新入学 児童生徒 援助費	学用品費	通学 用品費 (第1学年 を除く)	児童生 徒会費	クラブ 活動費	修学 旅行費 (対象学年 のみ)	学校 給食費	校外活動費		医療費
								宿泊 なし	宿泊 あり	
小1	64,300	11,630	-	4,650	2,760	-	1食あたり 50円 ×食数	実費 (上限1,600)	実費 (上限3,690)	実費
小2 ~5	-		2,270			-				
小6	-		2,270			実費				
中1	81,000	22,730	-	5,550	30,150	-	1食あたり 231円 ×食数	実費 (上限2,310)	実費 (上限6,210)	実費
中2	-		2,270			-				
中3	-		2,270			実費				
支給 時期	3月下旬 または 1学期末	3分割し、各学期末(7、12、3月)				実施 学期末	毎月の給食費か ら就学援助費を 差し引く	実施学期末		病院・薬局 等に 直接支払

※1要保護世帯は、修学旅行費・医療費のみの支給となり、その他の費目は、生活保護費から支給されます。

※2「学校給食費」「医療費」は北栄町立の小・中学校に在学している場合に限り支給します。

※3町外の区域外就学者は、※2の費目以外の就学援助費について居住地の市町村の就学援助制度に本町と同様の対象費目がある場合は、原則、居住地から支給を受けるものとし、支給しません。

※4「学校給食費」にかかる就学援助費は、児童生徒の給食費単価の減額をもって対応し、給食センターからは、就学援助費を差し引いた額を徴収します。

※5「医療費」は、下記の疾病で、学校からの指示に基づき治療を行った経費が対象となります。

トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病(虫卵保有を含む)

4 その他

◆家庭状況、所得状況等によっては、援助を受けられないことがあります。同一世帯において、住民基本台帳上で世帯分離していても、収入を同じ世帯としてみなされます。

◆認定の可否は、新入学児童生徒分は3月上旬に、在校生のごきょうだい分は4月上旬に通知します。

ただし、令和8年6月以降に、最新の所得状況にて再審査を行いますので、認定結果が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

その際、支給済みの新入学児童生徒学用品費については、返還の必要はありません。

◆年度中途での申請も可能ですが、認定月(申請日の翌月)以降が支給対象となります。(新入学児童生徒援助費は全額、これ以外の援助費は経過した月分が支給されません。)

◆年度中途での家庭状況の変更などにより援助を必要と認めなくなった場合は、認定の取り消し及び支払済み援助費の返還をしていただくことがあります。

「就学援助制度」に関するお問い合わせ先

手続きなどで、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

北栄町教育委員会 教育総務課 学校教育室(電話0858-37-5870)